

相馬市・新地町仮設焼却施設の維持管理に関する計画

1. 施設運転に関する技術上の維持管理基準

本施設の機能を十分に発揮させ、安全操業するために以下の技術上の基準で運転維持管理します。

- ① 施設へのごみの搬入は、搬入時の計量により当該施設の処理能力を超えないようにするものとします。
- ② 受入ホップへごみを重機投入する場合には、できるだけごみが均一となるようにするものとします。
- ③ ごみの飛散を防止するため、散水等の必要な処置を実施します
- ④ 構内を定期的に清掃し、清潔に保持するものとします。
- ⑤ 著しい騒音及び振動の発生がなきように、必要な措置を講じます。
- ⑥ 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、排ガス測定等の検査を実施します。
- ⑦ 施設の維持管理に関する点検・検査その他の措置の記録を作成し、保存するものとします。

2. 施設保守点検・整備補修に関する維持管理基準

本施設の能力を維持し、安定した操業をするために以下の基準で保守等維持管理します。

① 日常点検

目視による各機器の異常音、異常振動の有無を点検するとともに、各計器類の指示値等に異常がないかを点検し、異常が確認された場合は、速やかに補修を行います。

② 定期点検

定期点検は、通常運転中では確認できない部分を確認するために実施し、必要に応じて清掃・補修を実施します。

③ 臨時点検

操業中に重大な異常が発生した場合、炉の運転を停止し、臨時に点検を行います。

このような点検が生じないように、日常点検・定期点検を実施します。

3. 放射性物質汚染対処特措法に関する維持管理基準

本施設で放射性物質を安全に取り扱うために以下の基準で維持管理します。

- ① 排ガス中の放射性セシウム濃度の測定を定期的（1回/1ヶ月）に実施します。
- ② 焼却により発生した焼却灰（燃え殻）および飛灰（ばいじん）の放射性物質濃度を場内の分析室で測定し、濃度に応じた管理を行います。
発生した焼却灰及び飛灰は、一旦場内の貯留スペース（屋内）に、放射性物質濃度に応じて分離管理を行います。
- ③ 環境モニタリングとして敷地境界で入口付近の空間放射線量率を測定します。

以上